

楽天広告掲載サービス利用申込規約

第1条（目的）

この『楽天広告掲載サービス利用規約』（以下「本規約」という。）は、楽天グループ株式会社（以下「楽天」という。）が取り扱う広告媒体の広告枠への広告掲載その他広告に関連するサービス（以下「楽天広告掲載サービスサービス」という。）の利用にあたって、楽天カード株式会社（以下「楽天カード」という。）を代理店として楽天広告掲載サービスの利用を申込み者（以下「広告主」という。）と楽天カードとの間の楽天広告掲載サービスに関する権利義務関係を定めることを目的とし、広告主は本規約に同意のうえ広告掲載申込業務を楽天カードに委託するものとする。

第2条（広告主と楽天カードとの関係）

楽天カードは、代理店として広告主のために、楽天に対し、楽天広告掲載サービスの利用を申し込み（以下、「本サービス」という。）、広告主は、当該本サービス利用の対価として楽天カードに広告料金（以下「広告料金」という。）を支払う。なお、本サービスの利用にあたって費用（楽天ポイントの付与が発生する場合には、当該ポイントの原資費用相当額を含む。）が発生する場合は、広告主は、広告料金とは別に、当該費用（以下「広告料金」と併せて「広告料金等」という。）を楽天カードに支払うものとする。

第3条（申込）

1. 広告主は、本サービスの利用を希望する場合、楽天カードが指定する形式に従い、広告枠、広告掲載期間、広告料金等、その他の必要事項を明記のうえ、本サービスの申込を行う。
2. 楽天カードは、前項に定める申込を受領後、楽天による広告主の本サービス利用可否の審査の結果を広告主に対して楽天カード所定の方法で通知する。楽天カードは、前項に定める申込に不備があった場合、広告主に対して、当該不備を修正のうえ再申込を行うよう求めることができるものとし、広告主は、速やかにこれに従う。
3. 第1項に定める申込に対し、楽天カードが承諾をした時点で、広告主と楽天カードとの間で個別の契約（以下「個別契約」といい、本規約と個別契約を総称して「本契約」という。）が成立する。個別契約において本規約と異なる定めをした場合には、当該個別契約の規定を優先して適用する。
4. 広告主および楽天カードは、本サービスの申込その他個別契約成立までの一切の意思表示について、正当な権限を有する従業員によって適正な社内手続きを経たうえで行われることを保証し、楽天カードが別途認める場合を除き、個別契約成立後は個別契約を取り消すことはできないことに合意する。
5. 広告主は、本サービスを利用するにあたり、楽天カードより ID およびパスワードを付与された場合、自己の責任において第三者による ID およびパスワードの盗用、不正利用等

を防止する措置を行う。広告主は、楽天カードから付与された ID およびパスワードを利用してなされた行為については、現実には広告主自身の行為であるか否かを問わず、広告主の行為とみなされ、それによって広告主に生じた損害については、広告主の負担となることを同意する。

第4条（広告掲載基準等）

1. 広告主は、本サービスを利用するにあたり、楽天の定める広告掲載基準、メディアガイドその他楽天カードから提示された規定（以下総称して「広告掲載基準等」という。）を遵守する。広告主は、広告掲載基準等の遵守を保証する証憑の提出を楽天カードから求められた場合、速やかに証憑を楽天カードに提出する。
2. 楽天が、広告原稿、掲載にかかる広告または広告の誘導先にあたるウェブサイト（以下総称して「広告等」という。）が広告掲載基準等または本契約の各条項に反すると判断したことにより、広告主楽天広告掲載サービスの提供を中断、停止もしくは中止した場合、楽天カードは、広告主が被った損害について一切責任を負わない。
3. 楽天カードは、所定の方法により広告主が最新の広告掲載基準等を参照できるようにするものとし、広告主は、自己の責任において広告掲載基準等を確認する。

第5条（原稿の入稿および修正）

1. 広告主は、広告掲載基準等に定める入稿締切日までに、楽天カードが指定する方法により、広告原稿を楽天カードに入稿する。
2. 楽天カードは、広告原稿が広告掲載基準等に反しているまたは反しているおそれがあると楽天カードが合理的に判断する場合、広告主に対し、広告原稿の修正または再入稿を求めることができるものとし、広告主は、速やかにこれに応じる。なお、楽天カードが修正または再入稿を求めないことをもって、広告原稿の内容が広告掲載基準等に反しないことを保証するものではない。

第6条（保証）

広告主は、広告等その他本サービスに関して広告主が楽天カードに提供する資料が適法なものであることおよび楽天カードまたは第三者の権利を侵害しないことを保証する。

第7条（支払い）

1. 広告料金等の支払債務は、本サービスの種類や目的に応じて、個別契約の成立、又は楽天が別途設定する広告のクリック数、視聴回数等の条件を満たすことによって発生する。
2. 広告主は、本サービスのうち個別契約の成立時点において広告料金の金額が確定するサービスについては、原則として、楽天カードが発行する請求書に従い、広告掲載開始日の5営業日前までに広告料金等を支払う。

3. 前項の定めにかかわらず、楽天カードが書面もしくは電子メールにて通知した場合または個別契約にて規定した場合、広告主は、楽天カードに対して広告料金等を月末締めにて支払うことができる。この場合、楽天カードは掲載実施月毎に広告料金等を計算して翌月5営業日までに請求書を広告主に発行し、広告主は掲載実施月の翌月末日までに当該請求書記載の金額を楽天カードに支払う。

4. 広告主は、本サービスのうち個別契約の成立時点において広告料金の金額が確定しないサービスについては、前項の規定に準じ、広告料金等を支払うものとする。また、広告主は、原則として、広告料金等とは別に、別途楽天カードが提示する条件に従って、当該サービスの利用開始前に保証金を預託するものとする。

5. 前三項に定める支払の方法は、楽天カードの指定する銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は広告主の負担とする。

第8条（業務委託）

1. 楽天カードは、本契約に基づき遂行する業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

2. 楽天カードは、前項に基づき第三者に業務を委託する場合、当該第三者に本契約上の自己の義務を遵守させ、当該第三者の義務違反について責任を負う。

第9条（問合せ対応および紛争解決）

広告主は、広告等の内容に関し、第三者から問い合わせまたはクレームを受けた場合、第三者との間で損害賠償請求その他紛争が生じた場合、あるいはそれらのおそれがある場合、直ちにその旨を楽天及び楽天カードに通知し、自己の責任と負担によりこれを解決する。この場合、広告主は、楽天及び楽天カードが被った一切の損害（紛争解決のために楽天及び楽天カードが負担した費用を含む。）を賠償する。ただし、楽天又は楽天カードの責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

第10条（商標等）

広告主は、楽天カードの承諾を得たうえで、本サービスの利用、その他本契約に定める目的に必要最低限の範囲において、楽天が保有または使用权を有する商号、商標（登録商標に限らない。）その他楽天の提供する商品またはサービスのブランドを表象するものを使用することができる。なお、当該使用に関して広告主は楽天カードの指示に従う。

第11条（通知）

1. 広告主は、第3条第1項に定める申込に際して、楽天カードの求めに応じ、自己の会社名、所在地、電子メールアドレス等の連絡先、その他楽天カードが本契約に基づく取引において必要とする基本情報（以下「基本情報」という。）を楽天カードに対し通知する。

2. 広告主は、前項の基本情報に誤りまたは変更があった場合、速やかに楽天カードに対し正確な情報を通知する。なお、広告主が当該通知を怠ったことにより、本サービスの提供ができなかった場合および広告主に損害が生じた場合であっても、楽天カードは責任を負わない。

3. 楽天カードから広告主に対する通知は、個別契約に特段の定めのない限り以下の各号に定めるもののうち、楽天カードが適当と判断する方法で行い、広告主はこれに同意する。

(1) 広告主による第3条第1項に定める申込の際に送信元として利用された電子メールアドレス

(2) 第1項の定めに基づき広告主が楽天カードに通知した電子メールアドレス

(3) 管理画面の楽天所定の箇所への表示

第12条（効力）

本契約終了後も第6条（保証）、第7条（支払い）、第9条（問合せ対応および紛争解決）、第13条（譲渡禁止）、第14条（損害賠償）、第15条（楽天広告掲載サービスの中断・停止等）、第16条（秘密保持）および第21条（協議等）の規定は、広告主と楽天カードを拘束する。ただし、第16条（秘密保持）の拘束期間は本契約終了後3年間とする。

第13条（譲渡禁止）

広告主は、楽天カードの事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利、義務その他契約上の地位を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

第14条（損害賠償）

1. 広告主および楽天カードは、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。ただし、損害賠償の範囲は相手方が直接の結果として現実に被った通常生ずべき損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的および特別損害（当該損害の発生について予見可能性の有無を問わない。）については責任を負わない。

2. 前項に定める損害賠償の金額は、別段の定めのない限り、当該損害の発生に関連する個別契約に定める広告料金の金額を上限とする。なお、本サービスのうち、個別契約の成立時点において広告料金の金額が確定しないサービスを広告主が利用する場合は、当該違反が発生した時点から遡って6ヵ月以内に、当該個別契約に関して広告主から楽天カードに現実に支払われた広告料金の合計額を上限とする。

第15条（楽天広告掲載サービスの中断・停止等）

1. サーバー、サーバーネットワーク、ソフトウェア等（楽天が利用する第三者のサーバーおよびソフトウェア等を含む。）の保守点検、メンテナンス等により楽天広告掲載サービスの提供が不可能となったことにより楽天が楽天広告掲載サービスの一部または全部を一時

中断又は停止した場合、楽天カードは、広告主が被った損害について一切責任を負わない。

2. 楽天カードは、個別契約が成立した後または本サービスの提供を開始した後においても、事件、事故、災害等の発生により本サービスの提供を自粛すべき場合、又は第三者から広告等につきクレーム等を受けた場合、広告主に広告等の修正を求めることができる。この場合、広告主に修正を求めたことにより、又は、楽天が楽天広告掲載サービスの一部または全部の提供を中断、停止または中止したことにより広告主が被った損害について、楽天カードは一切責任を負わない。

第16条（秘密保持）

1. 広告主および楽天カードは、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、業務上、技術上その他一切の情報（相手方の関連会社の情報を含み、以下「秘密情報」という。）については厳に秘密を保持・管理し、本契約の目的のみに使用し、事前に相手方の書面による同意なくして第三者（楽天カードの業務委託先および本契約の目的達成に必要な双方の関連会社を除く。）にこれを開示、提供、および漏洩してはならない。ただし、以下の各号のいずれかの場合に該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していた情報
 - (4) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に開示された情報
2. 広告主および楽天カードは、法令、行政機関または裁判所等の命令により秘密情報の開示が要求された場合、これを必要最小限の範囲で開示することができる。
3. 広告主および楽天カードは、秘密情報を開示する自己または関連会社の役員および従業員（以下「役職員」という。）を、本契約の目的を達成するために必要最小限の範囲に限定する。
4. 前項において広告主または楽天カードが自己または関連会社の役職員に対して秘密情報を開示する場合、当該役職員に本条の秘密保持義務を遵守させ、当該役職員による秘密保持義務のいかなる違反に対しても責任を負う。
5. 広告主および楽天カードは、本契約の目的を達成するために必要最小限の範囲で、秘密情報を複製することができる。広告主および楽天カードは、当該複製物を本条の規定に従い、秘密情報と同様に取扱う。
6. 広告主および楽天カードは、本契約が終了した場合または相手方からの請求があった場合、秘密情報およびその複製物を相手方に返還し、または秘密情報にかかる電磁的記録を消去する。

第17条（解除）

1. 広告主または楽天カードは、相手方に次の各号のいずれかが発生したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとし、解除したときは速やかに相手方に通知する。

(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず当該期間経過後に違反状態が是正されない場合

(2) 広告主に支払遅延が発生した場合、広告主が支払いを拒絶している場合、広告主が支払い停止状態に陥った場合その他広告主の信用状態に不安が生じたときと楽天カードが合理的に判断した場合

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合

(6) 解散、営業もしくは事業の全部または重要な一部の譲渡、自らが消滅会社となる合併を決議した場合

(7) 監督官庁から営業の取消または停止等の処分を受けた場合

(8) 前各号に類する事由が生じ、本契約の継続が困難であると楽天カードが合理的に判断した場合

(9) その他本契約を継続し難い背信行為があった場合

2. 前項の解除は解除者の被解除者に対する損害賠償請求を妨げない。

3. 広告主および楽天カードは、第1項または第19条第3項により本契約を解除された場合、期限の利益を失い、その時点で相手方に対して有する債務をただちに弁済する。

第18条 (不可抗力)

広告主および楽天カードは、天災地変、停電・通信回線の事故、インターネットインフラの不具合、ストライキ、テロ、戦争もしくは交通機関の乱れ、その他自己の合理的な支配の及ばない事由により本契約に定める義務が履行できない場合、相手方に対する義務を免責される。

第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 広告主および楽天カードは、相手方に対し、自己ならびに自己の役職員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 広告主および楽天カードは、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 広告主および楽天カードは、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本契約を解除することができる。なお、広告主および楽天カードは、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何等説明し、または開示する義務を負わず、本契約の解除に起因し、または関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負わない。

第20条（完全合意）

本契約は、広告主および楽天カードの全ての合意を網羅しており、広告主と楽天カードとの間の従前の一切の合意に優先する。

第21条（協議等）

- 1. 広告主および楽天カードは、本契約に関し疑義が生じた場合または本契約に記載のない事項については、互いに誠意をもって協議のうえこれを解決する。
- 2. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（規約の変更）

- 1. 楽天カードは、本規約の内容を広告主の事前の承諾なくいつでも変更することができる。この場合、楽天カードは、広告主に対し速やかに楽天カード所定のホームページ上で告知その他楽天カード所定の方法により通知する。
- 2. 前項による通知後、広告主が本サービスの利用を継続した場合、広告主は、本規約の内

容の変更に同意したものとみなされる。

以上